第3部 施策ごとの具体的計画(予防・応急・復旧計画)

第8章 避難者対策

本章における対策の基本的考え方

高齢者・障害者・難病患者等の避難行動要支援者の安否確認及び避難支援は、被害を最小限に食い止めるため、地域全体で取り組むべき重要な課題である。また、おもいやりルームや福祉避難所等を災害時に円滑に開設・運営するために、おもいやりルームの確保や福祉避難所運営マニュアルの整備を行う。併せて、令和3年5月改定の福祉避難所の確保・運営ガイドライン(内閣府)の変更内容(受入れ対象者の公示や直接避難の促進)を踏まえ、本市の状況にあわせた運用を研究していく。

住民の避難に備え、事前に避難所や広域避難場所等の指定とその整備に取り組んでおくことが必要である。また、避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるためには、地域住民による避難所運営が重要である。運営内容についても女性や乳幼児等、要配慮者の視点に立った対応が十分に図れるよう事前に整備する。

対策の全体像

現在の到達状況

- 市はこれまで福祉避難所の指定や、社会福祉施設と協定を締結してきた。平成 23 年 11 月 30 日に「福祉避難所連絡会議」を開催し、震災の対応や備蓄の状況について情報交換が行われた。現在、おかゆ缶などの食料品や毛布等を社会福祉施設と協議の上、分散備蓄を行っている。
- 総合防災訓練においては、避難行動要支援者の安否確認訓練、おもいやりルーム・福祉避難所と地域の連携訓練に取り組んでいる。
- 平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正に伴い、各自治体には避難行動要支援者名簿の整備が求められた。本市では平成 26 年度に「災害時避難行動支援体制検討委員会」を設置し、災害時要援護者対策事業との整合をとりつつ、避難行動要支援者に対する支援体制について検討を行った結果、今後の方向性が示された。
- 市立小・中学校 18 校及び都立高校 2 校のグラウンドを一時集合場所に指定するとともに、その校舎及び体育館等を避難所に指定している。
- 避難所の管理運営については、「武蔵野市避難所運営の手引き(平成30年12月)」、「武蔵野市避難 所運営の手引き(新型コロナウイルス感染症対策)(令和2年9月)」を作成している。
- 同じく新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、自宅が安全ならば必ずしも避難所へ避難する必要がないことなど、自身の安全を守る避難行動について体系立てた周知を行った。
- 要介護高齢者や乳幼児などへの対応として、おむつ、おかゆ缶、粉ミルク、哺乳瓶、生理用品など を備蓄するとともに、避難者のプライバシー確保のために、間仕切りやプライベートルームの備蓄 をしている。

課題

各避難所における避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等の避難支援体制を検討・整備の必要

一定の配慮が必要な避難 者などを考慮した避難所 運営の検討・整備の必要

避難生活が長期にわたる 場合に備え、避難者の多様 なニーズに対応したより 一層の支援を検討する必 要

男女共同参画や子育てニ ーズが反映される運営の 仕組みづくりの必要

対策の方向性

避難行動要支援者名簿 の作成

避難行動要支援者の支 援体制の構築

個別避難計画の作成の 検討

おもいやりルーム(福祉 避難室)の確保と福祉避 難所の運用方法等の整 備

外国人支援対策

避難者の多様なニーズ に対応した支援の充実

到達目標

避難行動要支援者名簿作成及び避難所・関係機関・団体への配備。

各避難所の避難行動要支援者に対する安否確認・避難支援体制構築。

個別避難計画を作成する

おもいやりルーム(福祉避難室)の 確保、「福祉避難所運営マニュアル (ガイドライン)」の作成、「介護ト リアージ(仮称)」の開発。

市ホームページ等多言語による防災知識の普及啓発、相談体制構築。

女性の視点や子育てニーズを反映した「避難所運営の手引き」の改訂及び女性や子育てニーズに配慮した施設・物品などの整備に努める。

具体的な取組

地震前の行動(予防対策)

地震直後の行動(応急対策) 発災後 72 時間以内

地震後の行動(復旧対策) 発災後1週間目途

避難体制の整備(避難行動要 支援者対策を含む)

• 的確な避難行動の周知

- 避難行動要支援者名簿の 作成
- 個別避難計画の作成
- 避難行動要支援者の支援 体制の構築

避難所・避難場所等の指定・安全化

- 避難所等の指定
- ・おもいやりルームの確保 と福祉避難所の運用方法 等の整備

避難誘導

- 避難体制
- 避難行動要支援者への支援
- 「要配慮者トリアージ」 の実施

避難所等の開設・運営

- 避難所の開設
- 避難所の管理・運営等
- ・女性の視点や子育てニー ズに配慮した避難者対策
- 応急保育体制及び応急教育体制
- おもいやりルーム・福祉 避難所の開設

避難所等の管理運営体制の整 備

- 女性の視点や子育てニー ズ等に配慮した避難者対 策の推進
- 災害時におけるペット対策

災害時におけるペット対策

- ・避難所における動物の適 正な飼養
- 被災動物の保護

被災者の他地区への移送

- 市の対応
- 都の対応

予防対策

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 避難体制の整備(避難行動要支援 対策を含む)	本部管理部 本部管理班 災対健康福祉部 避難行動要支援者 対策班	都福祉保健局 武蔵野消防署
第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化	本部管理部 本部管理班 災対市民部 庶務班 災対市民部 支え合いステーション班 災対健康福祉部 避難行動要支援者 対策班 災対教育部 避難所班	都建設局
第3節 避難所等の管理運営体制の整備	本部管理部 本部管理班 災対市民部 コールセンター班 災対環境部 防疫・動物班 災対子ども家庭部 避難所班 災対教育部 避難所班	都建設局
第4節 車中泊	本部管理部 本部管理班	

第1節 避難体制の整備(避難行動要支援者対策を含む)

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、都福祉保健局、武 蔵野消防署】

第1 的確な避難行動の周知

自宅が安全ならば必ずしも避難所へ避難する必要がないこと、自宅、避難所以外の避難先へ避難する「分散避難」という考えがあることを周知し、また、自身に最適な避難行動がとれるよう備蓄の推進や、自宅の耐震化、家具の転倒防止・落下対策についても啓発していく。

第2 避難行動要支援者名簿の作成

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班】

基本方針

■ 災害対策基本法の規定に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難支援等 関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する仕組みを構築する。

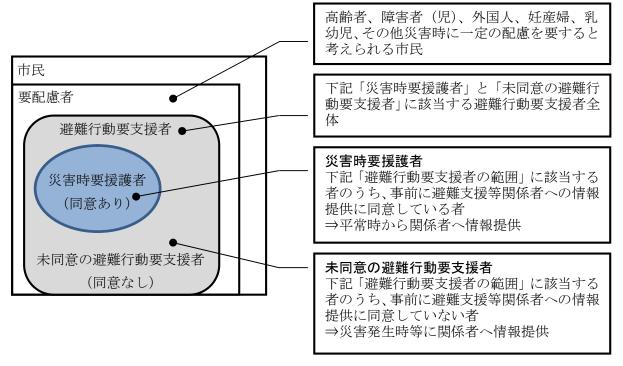
1 避難行動要支援者名簿の作成

○ 法律の規定では、避難行動要支援者の概念には、避難支援等関係者に対する事前の情報 提供に同意・不同意の者も含まれている。しかし、本市は、これまで事前同意のある者の 名簿を整備し、災害時要援護者対策事業を実施してきたことから、便宜上、避難支援等関 係者に対する事前の情報提供に同意している者を「災害時要援護者」、同意していない者を 【予防対策】第1節 避難体制の整備(避難行動要支援者対策を含む)

「未同意の避難行動要支援者」として定義する。なお、本計画において、避難行動要支援 者とは、「災害時要援護者」及び「未同意の避難行動要支援者」両者を指す。

- 市は、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、高齢者、障害者(児)、外国人、妊産婦、乳幼児等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を対象とした避難行動要支援者名簿を作成する。
- また、市は、これまで災害時要援護者対策事業を実施してきたことから、災害時要援護者の名簿(以下、「災害時要援護者名簿」という。)も併用して活用する。

【図表3-8-1 避難行動要支援者等の定義】



(1) 避難行動要支援者の範囲

○ 避難行動要支援者の範囲を以下のとおり定める。

【図表3-	8 – 2	避難行動要支援者の範囲】
1 X 70 1		70+ EE1 E1 22

対象	要件
高齢者	要介護3~5に認定されている者等
	次の①~④のいずれかに該当する者
障害者(児)	①身体障害者手帳1・2級の第1種(心臓・腎臓機能障害のみ
	を除く)
	②愛の手帳1・2度
	③精神障害者保健福祉手帳1・2級で単身世帯
	④市の生活支援を受けている難病患者
201h	その他市長が認める者等(上記の高齢者・障害者(児)の範囲
その他	にあてはまらない災害時要援護者を含む)

※上記避難行動要支援者の範囲のうち、平常時から避難支援等関係者で情報共有することについて事前同意がある者は、災害時要援護者となる。

(2) 避難行動要支援者名簿の更新

- 未同意の避難行動要支援者名簿の一斉更新を1年に1度行う。更新にあたっては、要件に該当する者を抽出し、管轄区域の民生委員、在宅介護・地域包括支援センター、基幹相談支援センターが確認し、名簿に掲載すべき者の追加や掲載不要な者の削除を行う。
- 災害時要援護者名簿は2カ月に1度更新を行う。災害時要援護者及びその支援者の市内 転居、市外転出、死去など異動情報を抽出する。

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

○ 未同意の避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりとする。

区分	記載事項
災害対策基本法で定める事項(同法第49条の10第2項 第1号から第6号)	氏名、生年月日、性別、住所又は居所、避難支援等を必要とす る事由
市長が必要と認める事項 (同法同項第7号)	年齢、台帳保管避難所名、民生委員氏名、担当在宅介護・地域 包括支援センター名

○ 災害時要援護者名簿の記載事項は、次のとおりとする。

区分	記載事項
災害対策基本法で定める事項(同法第49条の10第2項 第1号から第6号)	氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡 先、避難支援等を必要とする事由
市長が必要と認める事項 (同法同項第7号)	年齢、台帳保管避難所名、支援者氏名、世帯状況、独居時間の 有無、民生委員氏名、担当在宅介護・地域包括支援センター名

(4) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

○ 市は、名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市関係部 署及び関係機関で把握している必要な情報を集約するように努める。

2 名簿情報の提供

(1) 避難支援等関係者に対する名簿情報の事前提供

○ 市は、災害の発生に備え、本人の同意が得られた災害時要援護者名簿情報を、次の避難 支援等関係者に対して、事前に提供する。

	①武蔵野市地域福祉活動推進協議会「以下、地域社協(福祉
災害時要援護者名簿情報を 事前に提供する避難支援等 関係者	の会)という。」 ②武蔵野市在宅介護・地域包括支援センター ③武蔵野警察署 ④武蔵野消防署
	※①及び②への名簿提供は、担当している地域のみの名簿とする。

(2) 避難支援等関係者に対する災害時の名簿情報の提供

○ 市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を 保護するために特に必要と認めるときには、次の避難支援等関係者に対して、名簿情報を 提供する。

災害時において避難行動要 支援者名簿を提供する避難 支援等関係者

- ①安否確認コーディネーター
- ②安否確認チーム
- ③武蔵野警察署
- ④武蔵野消防署 等

※安否確認コーディネーター

主に未同意の避難行動要支援者の安否確認のリーダーで、未同意の避難行動要支援者の安否確認を行う安否確認チームの編成や、安否確認結果の集約、避難支援コーディネーターに避難が必要な避難行動要支援者の情報を提供する等を行う者。避難所運営組織やシルバー人材センター等の者が中心に担う。

※安否確認チーム

主に未同意の避難行動要支援者の安否確認を行うチーム。チームメンバーは、避難所に 参集したシルバー人材センター会員、地域社協(福祉の会)の運営委員、支援者、その 他市民、ボランティアなどが担う。

(3) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

- 市は、名簿情報の漏えいを防止するため、下記の措置を講ずる。
 - ・未同意の避難行動要支援者名簿、災害時要援護者名簿及び災害時要援護者登録台帳(個票) は、全て市及び避難所等の鍵のかかる保管庫にて保管する。
 - ・未同意の避難行動要支援者名簿について、各避難所に配備される名簿の対象者は、市内全 ての避難行動要支援者ではなく、各避難所対象居住地域別の避難行動要支援者のみとする。
 - ・災害時要援護者名簿について、各地域社協、在宅介護・地域包括支援センターが共有する 範囲は市内全域ではなく、それぞれが所管する範囲の災害時要援護者のみとする。
 - ・市は、避難支援等関係者の個人情報の取扱いについて、避難行動要支援者の利益が損なわれることがないよう、避難支援等関係者に説明する。
 - ・避難行動要支援者等の個人情報が目的外使用されないよう徹底する。
 - ・市は、避難支援等関係者に対する個人情報に関する研修等を行い、適正な取扱いに努めるよう求める。

第3 個別避難計画の作成

○ 令和3年5月に災害対策基本法が一部改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別 避難計画を作成することが努力義務とされた。個別避難計画について、地域防災計画にお いて定める必須事項は以下のとおりである。

地域防災計画において定める必須事項

- ①個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
- ②避難支援等関係者となる者
- ③個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

- ④個別避難計画の更新に関する事項
- ⑤個別避難計画情報の提供に際し、情報漏洩を防止するために市町村が求める措置及び市 町村が講ずる措置
- ⑥要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ⑦避難支援等関係者の安全確保
- 内閣府作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月改訂)」において、「個別避難計画の作成に当たっては、市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に作成されるよう、優先度が高い方から作成することが適当であり、優先度が高いと市町村が判断したものについて、地域の実情を踏まえながら、改訂法施行後からおおむね5年程度で取り組む」と記載があり、これに則って令和8年5月までに取り組みを進める。

第4 避難行動要支援者の支援体制の構築

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班】

基本方針

■ これまで構築してきた災害時要援護者の安否確認体制のみならず、避難行動要支援者全体 の安否確認体制及び避難支援体制を関係機関・団体と連携しながら構築していく。

1 避難行動要支援者名簿を活用した避難支援体制の整備

(1) 災害時要援護者の安否確認体制の強化

- 市は、災害時要援護者に関する情報(住居、情報伝達体制、必要な支援内容等)を平常時から収集し、管理・共有するとともに、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の支援者を定める等、具体的な避難支援計画(避難支援プラン)を策定して、災害時要援護者対策を継続する。
- 市は災害時要援護者の安否確認を行う支援者のために、武蔵野市災害時要援護者対策事業支援者標準マニュアルを作成し、運用してきた。今後、既存の支援者マニュアルを改訂・充実していく。
- 市は、災害時要援護者の安否確認情報を集約する「安否確認情報シート」について市統 一様式を定め、活用していく。

(2) 未同意の避難行動要支援者の安否確認体制の構築

- 市は、あらかじめ各避難所において、避難所運営組織やシルバー人材センター等関係団体の中から、未同意の避難行動要支援者の安否確認を行うためのコーディネーターを優先順位をつけて複数選任し、安否確認体制を構築する。
- 市は、マンション等集合住宅の安否確認はマンション等集合住宅内で行うことを原則と し、自主防災組織の設立を促すとともに、マンション等集合住宅の自主防災組織(以下、 「集合住宅自主防災組織」という。)に対し、集合住宅自主防災組織内の住民の安否確認体 制を構築するよう働きかける。

第8章 避難者対策

【予防対策】第1節 避難体制の整備(避難行動要支援者対策を含む)

- 市は、災害時要援護者のみならず、避難行動要支援者全体の名簿を管理することを可能 とした災害時要援護者業務システムを運用し、発災時に円滑に名簿等が活用されるよう、 必要に応じてさらなる機能充実を図る。
- 市は、未同意の避難行動要支援者に対する安否確認チームや避難が必要となった場合の 避難支援チームとの連携等について、武蔵野市災害時要援護者対策事業支援者標準マニュ アルを改訂・充実していく。
- 市は、未同意の避難行動要支援者の安否確認情報を集約する「安否確認情報シート」に ついて市統一様式を定め、活用していく。

(3) 避難行動要支援者の避難支援体制の構築

- 市は、あらかじめ各避難所において、避難所運営組織、市民安全パトロール隊、防災推進員等関係団体の中から、避難支援コーディネーターを優先順位をつけて複数選任し、避難支援体制を構築する。
- 市は、集合住宅自主防災組織に対し、集合住宅自主防災組織内の住民の避難支援体制を 構築するよう呼びかける。

(4) 避難支援等関係者の安全確保

○ 避難支援等関係者本人又はその家族等の生命・身体の安全が図られることが、避難行動 支援体制の大前提であることから、市は、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(5) 事業者等による生活状況把握及び生活支援の仕組みづくり

○ 避難行動要支援者は平常時、医療・福祉・介護等事業者、在宅介護・地域包括支援センター、基幹相談支援センター等(以下、「医療・福祉・介護事業者等」)を利用していることも多いことから、事業者等は、発災時における利用者の生活状況把握や、生活支援の仕組みづくりに努める。

(6) 自宅生活継続の仕組みづくり

○ 避難行動要支援者であっても自宅生活の継続が可能な者に対する情報、食料、生活用品、サービス等の生活継続支援活動については、避難支援チーム、民生児童委員、被災地外からのボランティア、医療・福祉・介護等事業者等が連携して行う仕組みづくりを構築する。

2 情報伝達体制の整備

(1) 情報伝達体制の強化

- 市は、消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報 伝達方法を明確にし、発災時は福祉関係者と連携しつつ、情報伝達を実施する。
- 避難行動要支援者に対する安否確認は震度5弱以上で発動するが、支援者への安否確認 スタートの合図としてサイレン等で合図ができるよう整備を推進する。
- 今後、要配慮者に対する情報提供手段として、例えば視覚障害者・聴覚障害者に対し、 防災・安全メールへの登録促進とともに、受信メールを読み上げる携帯電話等の普及啓発 などの情報提供手段の確保や、災害時には避難所におけるコミュニケーションボードの活 用など、障害の特性に配慮した支援体制の整備に努める。

(2) 緊急通報システムの活用

【災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、都福祉保健局】

○ 市は、65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、ぜんそくの発作など慢性疾患など、健康上に不安のある市民の安全を確保するために行っている緊急通報装置の貸与事業を引き続き継続実施していく。

3 防災訓練の充実

【災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、武蔵野消防署】

- 防災訓練を実施するにあたっては、災害時要援護者と避難支援等関係者の両者に参加を 呼びかけ、情報伝達、安否確認及び避難支援等について実地訓練を行う。また、平常時は 公開できない未同意の避難行動要支援者名簿については、疑似名簿を作成して訓練を行う。
- 避難行動要支援者の防災訓練の機会を拡充するとともに、訓練参加者が実際に車いすで 避難し、その支援を経験するなど、避難支援の実際を体験する機会を充実させ、訓練参加 者の防災意識を高めることに努める。
- 市は武蔵野消防署と連携し、地域が一体となった協力体制づくりを推進し、要配慮者に 対する防災訓練を行う。
- 市は武蔵野消防署と連携し、社会福祉施設等の被災に備え、自主防災組織及び近隣事業 所等による協力体制づくりを推進する。

第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 庶務班、災対市民部 支え合いステーション班、 災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対教育部 避難所班、都建設局】

基本方針

■ 地震等による家屋の倒壊、焼失等で、自宅で生活を継続できなくなった避難者を受け入れるため、各種の避難所等を事前に指定し整備する。

【避難者数の算出方法】

- 建物被害に伴い避難する人、ライフライン被害に伴い避難する人、高層階に居住し エレベーター被害等に伴い避難する人を避難者として定義する。
- 避難者数については、「首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月東京都 防災会議公表))」を使用する。

避難者数 = (建物被害による避難者数) + (ライフライン被害による避難者数) + (エレベーター停止による避難者数)

(建物被害による避難者数) = (全壊・焼失人口) ×100%+ (半壊人口) ×50.3% (ライフライン被害による避難者数) =

(断水人口) × (ライフライン被害による避難率※)

(エレベーター停止による避難者数) =

(共同住宅の6階以上に居住する人口)×(エレベーター停止率)

× (エレベーター停止による避難率※)

※:これらの避難率は時系列変化

第1 避難所等の指定

【本部管理部 本部管理班】

1 一時集合場所・避難所の指定

(1) 一時集合場所

○ 地震等が発生した際に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が 避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペース を有する市立小・中学校 18 校及び都立高校 2 校のグラウンド中央を一時集合場所に指定し ている。

(2) 避難所

① 地震等による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時的に受入れ、保護するために開設する学校(市立小・中学校 18 校及び都立高校 2 校)の校舎及び体育館等を避難所に指定している。都立高校は協定により避難所として指定しているが、市立小・中学校とは位置づけの違いにより運用面に差が生じている。今後連携の強化を図る。

(資料第■(指定避難所の面積及び収容人員))

- ② 私立学校(小・中・高校・大学)の施設を避難所として活用できるよう検討する。
- ③ 避難所の収容基準は、2人あたりおおむね3.3 m² (感染症対策時は1世帯あたり9 m²) とする。
- ④ 避難所に指定した施設の利用範囲等については、あらかじめ施設管理者等と協議し授業 再開を念頭に置いた避難所として、利用範囲、利用方法、運営方法等の基準を定めておく。

- ⑤ 高齢者や障害者・妊産婦など、専門的ケアは必要ないが配慮が必要な避難者のために、 避難所内に一般避難者スペースとは別におもいやりルーム(福祉避難室)を設置する場所 を定めておく。
- ⑥ 迅速に避難所を開設設営するため、応急危険度判定員(避難所施設等安全点検スタッフ) との連絡体制の強化と安全点検マニュアル作成の検討を進める。
- ⑦ 市は武蔵野消防署と協力し、避難所周辺における避難者の安全を確保するため、震災時 の水利基準に基づき、当該地域に防火水槽等の震災時消防水利を確保する。
- ⑧ 武蔵野消防署は、指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状 況について確認し、必要に応じて行政指導を行う。

【図:	表3-8-3 一時集合場所・避難所一覧】
名 称	所 在 地
第一小学校	吉祥寺本町4-17-16
第二小学校	境4-2-15
第三小学校	吉祥寺南町 2-35-9
第四小学校	吉祥寺北町 2 - 4 - 5
第五小学校	関前3-2-20
大野田小学校	吉祥寺北町4-11-37
境南小学校	境南町 2 -27-27
本宿小学校	吉祥寺東町4-1-9
千川小学校	八幡町3-5-25
井之頭小学校	吉祥寺本町 3-27-19
関前南小学校	関前 3 - 37 - 26
桜野小学校	桜堤1−8−19
第一中学校	中町3-9-5
第二中学校	桜堤1-7-31
第三中学校	吉祥寺東町1-23-8
第四中学校	吉祥寺北町 5-11-41
第五中学校	関前2-10-20
第六中学校	境 3 -20-10
都立武蔵高校	境 4 -16-28
都立武蔵野北高校	八幡町2-3-10

○ 避難所運営組織の指定

各避難所には、避難所運営を行う組織を指定している。組織の名称及び対象避難 所は以下の通りである。

【図表3-8-4 避難所運営組織と活動避難所】

避難所運営組織	活動避難所
境南地域防災懇談会	境南小学校
吉祥寺南町防災ネットワーク	第三小学校

一小地域防災ネットワーク	第一小学校
大野田地域防災の会	大野田小学校・第四中学校
東部防災会	本宿小学校・第三中学校
関前防災会	関前南小学校・第五中学校
四小地域防災会	第四小学校
千川地域防災会	千川小学校・武蔵野北高校
武蔵境自主防災会	第二小学校・第六中学校・武蔵高校
一中地域防災会	第一中学校
井之頭小学校避難所運営協議会	井之頭小学校
桜野地域防災ネットワーク	桜野小学校・第二中学校
第五小学校避難所運営協議会	第五小学校

2 広域避難場所の指定

【本部管理部 本部管理班、都建設局】

東京女子大学周辺

○ 大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースを避難場所(広域避難場所)として指定している。

名 称	所 在 地	
グリーンパーク	吉祥寺北町5丁目、緑町2・3丁目、八幡町2丁目	
成蹊学園グラウンド	吉祥寺北町3丁目	
井の頭恩賜公園	御殿山1丁目	
小金井公園	桜堤3丁目、小金井市関野町1・2丁目他	
国際基督教大学周辺	三鷹市大沢 3 丁目他	

【図表3-8-5 広域避難場所】

(資料第■(一時集合場所・避難場所(広域避難場所)一覧))

○ グリーンパークの都立武蔵野中央公園に「貯留式マンホール型トイレ」18 基設置済み。 井の頭恩賜公園に「下水直結式マンホール型トイレ」21 基設置済(平成 29 年度)。

杉並区善福寺2丁目

- 都は、防災活動拠点や避難場所に指定されている既設の都立公園において、震災時に必要となる臨時のヘリポート、避難した都民や帰宅困難者のための防災トイレ、非常用照明設備、避難誘導灯、公園の入口から園内の拠点(避難場所やヘリポート等)への車両動線の確保など、防災関連施設を整備してきた。引き続き、災害や停電時においても主要公園施設の機能を維持するために必要な設備等の充実を図っていく。
- 都は、震災時におけるオープンスペースとしての都立公園の円滑な利用を図るため、市 や関係行政機関等と連携して「震災時利用計画」を策定する。

3 地区災害時待避所の活用

【災対市民部 庶務班】

- 災害時に生命及び身体の安全を確保するため、一時集合場所・避難所又は広域避難所へ避難する際、緊急に避難する場所として協定を締結している生産緑地及び市街化区域の農地等を地区災害時待避所として活用する。
- 防災広場、公園及びまちづくり条例に基づく公開空地等を地区災害時待避所として活用する。

(協定第■(災害時における東京むさし農業協同組合との協力に関する協定書))

4 福祉避難所の指定

【災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班】

- 福祉避難所とは、高齢者や障害者などで、一般の避難所やおもいやりルームでの生活が困難で、特別の配慮やケアを必要とする災害時要援護者を対象とした避難所であり、市はこれまで福祉避難所の指定や、社会福祉施設と協定を締結してきた。
- 福祉避難所は、原則として耐震・耐火・鉄筋構造に加えてバリアフリーを備えた建物を利用する。

【図表3-8-6 福祉避難所一	- 睧	(令和4年4月1日現在)	1
-----------------	-----	--------------	---

【图表3-0-0 惟他避無別一見(中和4年4月1日現在)】			
施設名	平常時のサービス種類等	所 在 地	
吉祥寺ナーシングホーム	特別養護老人ホーム	吉祥寺北町2-9-2	
ゆとりえ	特別養護老人ホーム	吉祥寺南町4-25-5	
桜堤ケアハウス	ケアハウス	桜堤1-9-9	
武蔵野館	特別養護老人ホーム	関前2-16-5	
親の家	特別養護老人ホーム	八幡町3-4-18	
ケアコート武蔵野	特別養護老人ホーム	境南町 5-10-7	
さくらえん	特別養護老人ホーム	桜堤2-8-31	
市立高齢者総合センター	デイサービスセンター	緑町2-4-1	
市立北町高齢者センター	デイサービスセンター	吉祥寺北町4-1-16	
ぐっどういる境南	デイサービスセンター	境南町3-25-4	
ハウスグリーンパーク	介護老人保健施設	緑町2-3-21	
あんず苑	介護老人保健施設	境1-18-5	
あんず苑アネックス	介護老人保健施設	境1-19-20	
アライブ武蔵野御殿山	介護付有料老人ホーム	御殿山2-10-9	
とらいふ武蔵野	特別養護老人ホーム	関前1-2-20	
ナースケアたんぽぽの家	看護小規模多機能型居宅介護	関前2-24-13	
サンセール武蔵野	介護老人保健施設	桜堤1-9-7	
武蔵野東小学校	小学校	緑町2-1-10	
武蔵野障害者総合センター	生活介護・自立訓練	吉祥寺北町4-11-16	
障害者福祉センター	生活介護・自立訓練	八幡町4-28-13	
わくらす武蔵野	障害者支援施設	吉祥寺北町5-7-5	

5 災害時地域支え合いステーションの指定

【災対市民部 支え合いステーション班】

- 災害時におけるコミュニティセンターを「災害時地域支え合いステーション」として位置付け、地域特性に配慮した"共助の拠点"としての体制づくりを推進する。
- 「災害時地域支え合いステーション」の役割・機能について、次の6項目を地域の実情 や施設・設備の状況、コミュニティ協議会の活動状況などに応じて、コミュニティ協議会 と共に検討する。
 - ① 防災用MCA無線や掲示板等を利用した「地域への情報発信」
 - ② 在宅生活を続けられる方等への「物資配給」・「相談」
 - ③ 災害時要援護者で、専門的なケアが必要ない方のための福祉避難室「おもいやりルーム」開設
 - ④ 既定の学校避難所が地理的に遠い住民向けの臨時避難室開設
 - ⑤ 帰宅困難者の一時滞在受け入れ
 - ⑥ 既定の学校避難所では収容しきれない場合の臨時避難室開設

【図表3-8-7 コミュニティセンター一覧】

施設名	所 在 地
吉祥寺東コミュニティセンター	吉祥寺東町1-12-6
本宿コミュニティセンター	吉祥寺東町3-25-2
吉祥寺南町コミュニティセンター	吉祥寺南町3-13-1
御殿山コミュニティセンター	御殿山1-5-11
本町コミュニティセンター	吉祥寺本町1-22-2
吉祥寺西コミュニティセンター	吉祥寺本町3-20-17
吉祥寺西コミュニティセンター分館	吉祥寺本町4-10-7
吉祥寺北コミュニティセンター	吉祥寺北町1-22-10
けやきコミュニティセンター	吉祥寺北町5-6-19
中央コミュニティセンター	中町3-5-17
中町集会所	中町1-28-5
西久保コミュニティセンター	西久保1-23-7
緑町コミュニティセンター	緑町3-1-17
八幡町コミュニティセンター	八幡町3-3-16
関前コミュニティセンター	関前2-26-10
関前コミュニティセンター分館	関前3-16-6
西部コミュニティセンター	境 5 - 6 - 20
境南コミュニティセンター	境南町3-22-9
桜堤コミュニティセンター	桜堤3-3-11

6 避難所ごとに対象となる居住地域(区割り)

【本部管理部 本部管理班】

- 避難所ごとに対象となる居住地域(区割り)を次のとおり原則的目安として指定する。
 - ※ 原則的目安としての指定であり、地域住民による自主防災組織や避難所運営組織の 設立や活動の活性化、家族で集合する避難所の話し合いへの活用などを目的とするも のであり、必ず当該区割りで指定された避難所へ避難しなければならないというもの

ではない。

【図表3-8-8 避難所対象居住地域】

避難所名	避難所所在地	対象居住地域
X27/12/71 FI	λω/λμ/// II - I	吉祥寺本町2丁目1番~20番
第一小学校	吉祥寺本町4丁目17番16号	吉祥寺本町2丁目24番~34番
		吉祥寺本町4丁目
		関前5丁目
第二小学校	境4丁目2番15号	境2丁目1番~5番
		境4丁目1番~11番
第三小学校	吉祥寺南町2丁目35番9号	吉祥寺南町1丁目~5丁目
第四小学校	吉祥寺北町2丁目4番5号	吉祥寺北町1丁目~2丁目
		西久保2丁目~3丁目
第五小学校	関前3丁目2番20号	関前3丁目2番~3番
		吉祥寺北町3丁目1番~9番
		吉祥寺北町4丁目
大野田小学校	吉祥寺北町4丁目11番37号	緑町1丁目1番~3番
		緑町2丁目1番~3番
境南小学校	境南町2丁目27番27号	境南町1丁目~5丁目
本宿小学校	吉祥寺東町4丁目1番9号	吉祥寺東町3丁目~4丁目
		緑町1丁目4番~8番
千川小学校	八幡町3丁目5番25号	八幡町1丁目
		八幡町3丁目~4丁目
		御殿山1丁目~2丁目
		吉祥寺本町2丁目21番~23番
井之頭小学校	吉祥寺本町3丁目27番19号	吉祥寺本町2丁目35番
		吉祥寺本町3丁目
		中町1丁目
		関前2丁目~3丁目1番
関前南小学校	関前3丁目37番26号	関前3丁目4番~41番
		関前4丁目
桜野小学校	桜堤1丁目8番19号	桜堤2丁目~3丁目
第一中学校	中町3丁目9番5号	中町2丁目~3丁目
 第二中学校	 桜堤1丁目7番 31 号	境 5 丁目
カード子仪	极处工了口下面 31 万	桜堤1丁目
 第三中学校	吉祥寺東町1丁目23番8号	吉祥寺東町1丁目~2丁目
カード子区		吉祥寺本町1丁目
		吉祥寺北町3丁目10番~17番
第四中学校	吉祥寺北町5丁目11番41号	吉祥寺北町5丁目
		緑町3丁目
 第五中学校	 関前2丁目10番20号	西久保1丁目
	(A)	関前1丁目
 第六中学校	 境 3 丁目 20 番 10 号	境1丁目
34/ハーナ区	250 1 H 20 H 10 4	境3丁目
都立武蔵高校	 境4丁目 13 番 28 号	境2丁目6番~27番
コレニンドハウストリング	元 1 10 亩 20 万	境4丁目12番~16番
 都立武蔵野北高校	 八幡町2丁目3番10号	緑町2丁目4番~6番
DIA TO	/ (福川 2 1 日 0 田 10 7)	八幡町2丁目

第2 おもいやりルームの確保と福祉避難所の運用方法等の整備

基本方針

- 高齢者や障害者・妊産婦など、一定の配慮が必要な避難者のために、避難所内に一般避難 所スペースとは別におもいやりルーム(福祉避難室)を設置する。
- 一般避難所と福祉避難所の連携を図るとともに、避難所に開設するおもいやりルーム(福祉避難室)と福祉避難所、医療機関の対象者を分類する「要配慮者トリアージ」について、引き続き研究を進める。

1 おもいやりルームの確保

【災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対教育部 避難所班】

- 音楽室や多目的ルーム等アクセスの良い1階の教室等を「おもいやりルーム」として位置付ける。また、要配慮者の状態が多様であるため、必要に応じて「おもいやりルーム」に間仕切り等でさらに小さな空間を確保するよう努める。
- 市、学校、避難所運営組織等は連携し、平時より避難者の態様別(高齢者、障害者、乳幼児とその母親等)にどの教室・部屋を提供するのか協議を進める。
- また、同一の学校避難所敷地内にとどまらず、近隣のコミュニティセンター(災害時地域支え合いステーション)の和室等の活用も含めて検討する。
- おもいやりルームに振り分けられた人の付き添い補助や見守り、福祉避難所への搬送などについてシルバー人材センターの活用を検討する。

2 福祉避難所の指定

【災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班】

- 福祉避難所とは、高齢者や障害者などで、一般の避難所やおもいやりルームでの生活が 困難で、特別の配慮やケアを必要とする災害時要援護者を対象とした避難所であり、市は これまで福祉避難所の指定や、社会福祉施設と協定を締結してきた。
- 福祉避難所は、原則として耐震・耐火・鉄筋構造に加えてバリアフリーを備えた建物を 利用する。

3 福祉避難所の運用方法等の整備

(1) 福祉避難所連絡会議の推進

○ 市は平成23年11月30日に設置した福祉避難所連絡会議において、福祉避難所運営の課題解決に向けて議論を活性化させていく。

(2) 福祉避難所運用マニュアル(ガイドライン)の作成

○ 福祉避難所の円滑な開設・運営を図るため、市は平成25年度に「福祉避難所運営マニュアル (ガイドライン)」を作成した。

- 各福祉避難所は、「福祉避難所運営マニュアル(ガイドライン)」を基に、各施設における福祉避難所運営マニュアルを作成する。
- マニュアルのほか、図上訓練や福祉避難所開設・運営訓練等を実施し、福祉避難所開設・ 運営の流れを確認するとともに、マニュアルの充実化を図る。

(3) 人材の確保

- 大規模災害発生当初には、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、 施設管理者等の協力を得て対応する体制整備を進める。
- 平時から福祉・医療関係者や自主防災組織、要援護者支援協力団体等の連携を図り、福 祉避難所における要援護者支援の体制を推進する。
- また、福祉避難所と地域(福祉の会など)との連携や、災害ボランティア制度などの活用も検討する。

(4) 備蓄の推進

- 社会福祉施設は、自助の対策として、自施設利用者のためのおかゆ缶、クラッカー等食料品(3日分)や毛布等の備蓄を推進する。
- 市は、当該福祉避難所と協議の上、おかゆ缶、クラッカー、魚缶詰等の食料や毛布等を 福祉避難所となる施設に整備する。
- 発電機や送迎車用燃料の確保(第3部第3章第4節P震-171参照)などについて引き続き協議を進めていく。

(5) 介護用品取扱い業者との協定

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班】

○ 市は災害時に福祉避難所に介護用品を供給するため、介護用品取扱い業者と協定を締結 するなど、供給のために必要な体制を推進する。

4 避難者の振り分け基準「要配慮者トリアージ」の検討

【災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班】

- 避難者を一般避難所、おもいやりルーム、福祉避難所、医療機関等に振り分ける基準「介護トリアージ(仮称)」について現在日本赤十字看護大学と共同開発を進めている。
- 平成 29、30 年度において実施した「介護トリアージ(仮称)検討会」において検討を 行った事項は以下のとおりである。
 - (1) 要配慮者トリアージにおけるフローチャート案と判断基準
 - (2) 要配慮者トリアージへの名称変更
 - (3) フローチャート案における基本的な考え方
 - ①誰が振り分けるのか ②「自己トリアージのための看板の設置」
 - ③見た目判断 ④聞き取り判断 ⑤再トリアージについて
 - (4)振り分け区分の細分化の検討

要配慮者トリアージ 振り分け先イメージ

振り分け先振り分け区分		備考		
① 序 哈 A 柳 关 维 供	A:感染症等			
①病院へ搬送準備	B:外傷等	○感染症は部屋を分ける必要あり		
②福祉避難所へ搬送準備		○寝たきり、車いす・担架搬送		
③おもいやりルーム (福祉避難室)	大人A:適応障害等	〇使用可能室数(学校(教室・会議室)等)により、 地域ごとに振り分けは検討		
	大人B : ADL低下等			
	子どもA:親と一緒(3歳未満)	○優先階(例:適応障害でADL自立であれば2階以上 可能)		
	子どもB:親と一緒(15歳未満)	〇子どもA・Bを区別する必要なし		
④一般避難所 (学校体育館等)その他		○体育館の中でも「○○用スペース」を設ける。 (例:入りロ近く、トイレ近くなど)		

(5)検討会におけるトリアージ後の部屋割りのシミュレーション

	振り分け区分 選定した部屋		理由
①病院	A 感染症	【1階】 会議室	感染症は隔離が必要となるため、人の行き来 が少ない1階の校舎端にある部屋が望ましい。
へ搬送準備	B外傷等	【1階】 特別教室集会室	外傷等により身体が不自由なことが想定され、病院への円滑な搬送を行うため、1階の 部屋が望ましい。
	記祉避難所へ 設送準備	【1階】 特別教室	ADL が低下した状態像が想定され、福祉避難 所への円滑な搬送を行うため、1階の部屋が 望ましい。
	大人A: 適応障害等	【2階】 特別教室	ADL が自立している場合は、2階の部屋でも 避難生活は可能。
(3) to to	大人B: ADL低下等	【1階】 普通教室	ADL が低い状態の避難者は、1階の部屋が望ましい。
いやり	大人 C: 妊産婦	【2階】 会議室	切迫流産等のおそれがない場合は、2階の部 屋でも避難生活は可能。
ルーム	子どもA:親と一緒(3歳未満)	【2階】 (体育館棟)プレ	見守りの点からも子どものみの部屋はつくら ず、大人の目が届くよう A と B を同じ部屋に
	子ども B: 親が不 在 (15 歳未満)	イルーム	した。
4-	段避難所	体育館	

- 開発にあたっては、東日本大震災における事例研究や図上訓練を行い、明らかになった 問題・課題を整理し、その結果を「要配慮者トリアージ」の具体的運用に活用した。
- 災害時に「要配慮者トリアージ」を行うこととなる市民、医療従事者、福祉関係者等へ 訓練を行い、「要配慮者トリアージ」の周知徹底を図るとともに、トリアージ技術の向上を 図る。

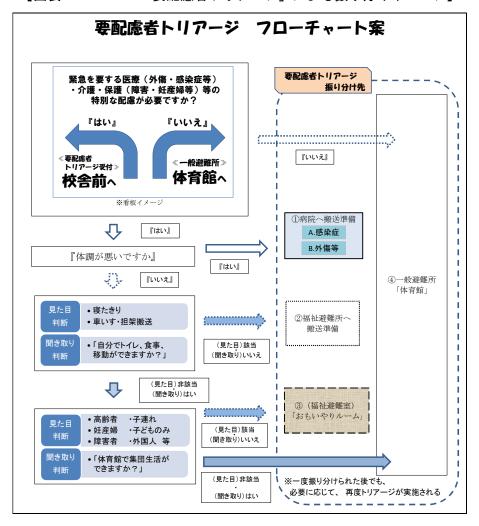
5 学校改築時の避難所機能確保について

○ 令和2年3月に策定された武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、市立小・中学校16 校が順次改築されていく。その間の避難所機能確保については、仮設校舎を利用した避難 スペースの確保や、避難所開設・運営に必要な資機材の移設などを行っていく。また工事 期間中で利用できない避難所については他の避難所を案内する等の広報を行う。

【図表3-8-9 「要配慮者トリアージ」のカテゴリーイメージ】

カテゴリー	内 容
4	一般避難所(学校体育館等)に滞在可能な人
3	おもいやりルーム(福祉避難室)での一定の配慮が必要な人
2	福祉避難所でのケアが必要な人
1	医療機関での医療行為が必要な人

【図表3-8-10 「要配慮者トリアージ」による振り分けイメージ】



所属

氏名

【図表3-8-11 「要配慮者トリアージ」のアセスメントシートイメージ】

避	難支	爰連携	シー	-	く発	災(ステ	一ジ1)~	・在宅(ステ-	-ジ3)	^>			
	●避難当初(ステージ1)から応急復旧期(ステージ2)、復興期(ステージ3)を支える方々の情報をつなげるシートです。●各機関による、アセスメントとその対応、今後の予測を記入し、御本人が管理して情報共有のため活用します。												
	●谷機	関による)、アセ	ベメント	とその対応、学行	发の 予測を	ど記入し、	御本人か官 は	里して竹	育報共有のだ	め活用し	します。	
	載日	年	=	月	H	記載者	>> 	キーハ゜ーソン	(4×2 =	ケ (井午)か)			工能区八次
ssり 氏:	がな 名					(男 女)	⊂豕胅•	4-11-12	(お名目	1、統州寺/		川 渡区分・	手帳区分等
	生年月	日 T·S	•H	年	様 月 日() 歳							
<u> </u>		西暦		年		7 11/4	78 ALEC						
住胜	難所	町	J	` <u> </u>	番号		現住所: 緊急連絡	先:Tin ()				
生	平常時	主な日	常生活	き上の混	動	内服薬、自	己注射、活	動内容、自主訓	練等)				
活状			•					10		45	10		
兄	<u> </u>		3	+	6	- 9	+ +	12	+	15 + +	18	1 1 7	1 + +
_"													
本人		利用し											
・ご家	①訪問和	護・②防	問介護 月	③訪問リ	ハビリ ④訪問入浴	⑤通所リハ	ビリ ⑥通 彦 水	f介護 ⑦居宅療 木		指導 (8配食 (9 金	生活支援	<u>ヘルパー ⑩自費</u> 十	ヘルパー 日
家族	午前	Ī											
から	午後	£						1					
_	身長(•) en	1 体重	()kg	r: 増減()kg/直近3	か月			備考	
	利き手	(右 左			義歯 口有(上			, 0,				VIII V	
	病歴	<u>:</u>					年 年	<u>月→現</u> 月→現					
		•					年	月→現					
	栄養物	恍(良		<u>)</u> 自立	□見守り	Π:	一部介助	□介	肋				
	食事			経口	口:主食(米	(飯 粥)	副食	(常 きざみ	.)	· 1			
					(栓鼻 栓)	<u> </u>		27070)週ご			屋外	
		歩行車いる		<u>自立</u> 自操	□伝い歩き		□見守/	り □介助 □介助		□自立□自操		<u>i助具使用</u> L守り	<u>□介助</u> □介助
	移動	歩行器	문	自操	□見守り			□介郥	h	□自操	□見	上守り	□介助
		<u>杖</u> 段差		<u>杖</u> 自立	□ロフストラン □手すり使			□四点 □介則		<u>□杖</u> □自立		<u>フストランド杖</u> ニすり使用	□四 <u>点杖</u> □介助
4	排泄	1222		自立	□見守り	., .,	□常時	見守り	*	□介助	Ti		
虔	入浴			<u>オムツ</u> 自立	<u> </u>		<u>-ダンルト</u> 介助(軽	イレ(24h 中 重)	<u>後間の</u> 備		イレ		
	<u>更衣</u> 整容			<u>自立</u> 自立	□見守り □見守り		<u>介助(軽</u> 介助(軽			考考			
	服薬			自立	□見守り			中 重)	17/11	~7			
	意思	東通		<u>類・量・『</u> できる	<u>寺間</u> □筆記具等使月	Ⅱ □	不可	<u> </u>	わかられ	177			
	視力	1.41		普通	□1m先は見え	る 🗆	目の前は	見える □1	まとんと	見えない		えているのか	
	<u>聴力</u> 在宅で	継続し			□普通の声がる	?つと聞取	n ⊔n₁⁄a	り大きな声なら	聞こえる	□ □はと	んど聞こ	スな「間にん」	ているのか判断不信
	回避し 	ているこ	ځ										
対	応経過												
日	時場	所担	当者				内容					対処	
		所											
		属											
		氏											
		名											
		1		1									

第3節 避難所等の管理運営体制の整備

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 コールセンター班、災対環境部 防疫・動物班、 災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班、都建設局】

基本方針

- 避難所において、避難者の多様なニーズに対応した施設・設備・機器等の整備を図るとと もに、「武蔵野市避難所運営の手引き」の充実・改訂を行う。
- 避難所や医療救護所への医療救護班の巡回診療等を円滑に実施するとともに、各避難所と 関係機関をネットワークする避難所巡回バス(仮称)の仕組みを検討する。
- 感染症流行期における避難所運営は令和2年度に作成した「武蔵野市避難所運営の手引き (新型コロナウイルス感染症対策)」に基づき行う。
- 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるようにするため、定期的に「武蔵野市避難所 運営の手引き」の充実・改訂を行う。
- 避難所運営組織は、上記手引きに基づき、避難所ごとのマニュアルを作成する。
- 学校の教室等の利用にあたっては学校再開など本来の機能回復を速やかに行うとの視点に立った「避難所利用計画」を定める。特に感染症流行下においては感染対策に配慮した導線や生活スペースの区分けが必要であり、令和2年度に市、学校、避難所運営組織が協力し作成した、感染症流行期の「避難所利用計画」に基づき運営を行う。
- 特に重点的な課題として、女性や要配慮者の視点に立った対策や避難所の防火安全対策に 取り組む。
- 避難所には、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所運営機能の強化 を図る。
- 避難生活が長期に及ぶほど被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つことが 困難になってくるため、仕切り板の整備や洗面、トイレ等の保健・衛生面についての対策を 講じる。
- 避難所においては、以下に掲げる施設・設備・機器等の整備を図るものとする。

区 分	施設・設備	機器等
災害時用施設等	貯水槽、井戸、災害用トイレ	マット、無線
要配慮者に配慮した	洋式トイレ、空調、畳のある部	アレルギー対応食品、車い
施設等	屋、バリアフリー施設	す、暖房器具、扇風機等
被災者の情報入手の	性 八角電子 ノッカーラン!	ニレビージナ
ための施設等	特設公衆電話、インターネット	7 V C 、 7 V A

- 避難所等におけるボランティア受入が円滑に実施出来るよう、体制整備を図る。(第2部 第4章第5節)
- 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。

【予防対策】第3節 避難所等の管理運営体制の整備

- 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。
- PTSDや避難生活のストレス、DV被害、アルコール依存症などに対応するための相談 窓口の設置について、こころのケアチームと連携し検討する。
- 避難所への医療救護班の巡回診療を円滑に実施するとともに、避難者の「移動」に関する ニーズに応じた支援を行うため、避難所と避難所及び市役所等をつなぐ避難所巡回バス(仮 称)の仕組みを検討する。

第1 女性の視点や子育てニーズ等に配慮した避難者対策の推進

基本方針

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、プライバシーの確保や犯罪防止などの女性全般に必要な配 慮を加えた避難者対策を推進する。
- 応急保育体制の強化を図るため、乳幼児がいる家庭のための避難所として、公立保育園等を活用することを検討する。

1 避難所運営に関する女性の視点

- 【本部管理部 本部管理班、災対市民部 コールセンター班、災対子ども家庭部 避難所班、 災対教育部 避難所班】
- 過去の災害や東日本大震災では、避難所運営において、避難所のリーダー等が男性主体である場合が多く、女性の意見や要望が届かない場合が多く見られた。そのため、避難所運営に女性の参画を促し、男女双方の視点から次のとおり避難所運営体制を構築する。
- (1) 避難所等の運営における女性の参画を推進する。
 - 避難所運営組織の設立、避難所運営訓練の実施、防災リーダー養成講座等の各種啓発 事業の実施等を通じて、避難所運営は男女協働で行うことの意識の共有を図る。
- (2) 男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。 トイレ、着替え室、物干し場を男女別にしたり、生理用品など女性特有の物資の受け 渡し等をしやすくするための女性専用スペースを設けるなど、男女の違いに配慮した 避難所運営に努める。
- (3) 妊産婦や育児中の母親等に配慮した対策に努める。 妊産婦、育児中の母親・父親への配慮として、おもいやりルーム・福祉避難所の確保、 助産師等による巡回相談、授乳室や子どもの遊び場等の確保に努める。
- (4) DV、児童虐待、介護疲れ等に対応する心のケアができる体制を整備する。 避難所に女性相談員や女性カウンセラー等を配置し、個室やカーテンで仕切る等のプライバシーに配慮した相談窓口の設置に努める。
- (5) 女性、子どもの防犯対策に努める。 避難所運営組織における見回り班等の配置、避難所での防犯ブザーの配付や夜間照明 の設置等に努める。
- (6) 様々な女性や子育てニーズに配慮して、次に掲げる施設・物品などの整備に努める。

施設	・男女別のトイレ、更衣室の設置
	・女性専用の物干し場の設置
	・女性専用の談話室、授乳室の設置
	・子どもの遊び場等の確保
物品	・女性用下着、生理用品
	・化粧水、保湿クリーム
	・哺乳瓶、粉ミルク、おかゆ
	・紙おむつ、お尻拭き
	・子ども用遊具
	・防犯ブザー
サービス	・女性による女性用下着の配付
	・女性の医師や助産師などによる巡回診断
	・避難所の分煙化、防犯対策、相談窓口設置
	・子どもの一時預かりサービス

[※] 民間事業者との協定に基づく流通備蓄などの活用も検討する。

2 避難所運営の手引きの充実・改訂

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 コールセンター班、災対子ども家庭部 避難所班、 災対教育部 避難所班】

- ①避難者のプライバシーの確保、②避難生活の安全面の確保、③避難所運営に男女共同 参画の視点や子育てニーズが反映される仕組みなどを踏まえ、避難所運営の手引きの充 実・改訂を行う。
- 改訂した避難所運営の手引きを避難所運営組織等に周知徹底を図るとともに、地域の避難所運営訓練等により、実効性を検証していく。

3 応急保育・育成・教育体制の推進

【災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班】

(1) 応急保育体制

- 保護者が帰宅困難者や行方不明となった乳幼児、自宅や一般避難所で生活困難な乳幼児がいる家庭のための避難所(保育園型福祉避難所)として、公立保育園等を活用することを検討する。
- 子ども家庭部子ども育成課及び保育園長は、保育園の立地条件を考慮した上、災害時の 応急保育計画、保育の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てておく。
- 保育園長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。ア 園児の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に職員、園児等も参加・協力する。
 - イ 所轄の警察署、消防署(団)等の関係機関といつでも連絡をとれるようにしておく。
 - ウ 保育時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想される。このため、 残留園児の保護について対策を講じておく。

【図表3-8-12 保育園型福祉避難所一覧】

施 設 名	所 在 地
東保育園 ※	吉祥寺東町3-28-3
南保育園	吉祥寺南町3-6-15
吉祥寺きらめき保育園 ※	吉祥寺南町3-8-15
北町保育園 ※	吉祥寺北町1-23-17
吉祥寺保育園	吉祥寺北町 5 -11-51
千川保育園 ※	八幡町1-4-13
境保育園	境 4-11-3
境こども園 ※	境 4-11-6
境南第2保育園 ※	境南町2-20-17
境南保育園	境南町5-1-1
桜堤保育園 ※	桜堤2-1-27
le-	•

[※] 子ども協会立保育園はサポート園として位置付ける。

(2) 応急育成体制

- 子ども家庭部児童青少年課及び公益財団法人武蔵野市子ども協会は、災害時の学童クラブにおける育成の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てておく。
- 公益財団法人武蔵野市子ども協会は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。
 - ア 児童の避難訓練を実施するほか、防災訓練に放課後児童支援員、児童等も参加・協力する。
 - イ 警察署、消防署等との連絡網を確立しておく。
 - ウ 育成時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想される。このため、 残留児童の保護について対策を講じておく。

(3) 応急教育体制

○ 市教育委員会及び学校等は応急教育に関する計画を策定しておくものとする。

ア 各学校におけるマニュアル

- 都は、都立学校の防災体制に関する標準的な事項を整理した「学校危機管理マニュ アル」を作成することとしている。
- 各学校における「児童引き渡しに至る対応、避難者対応、学校再開までの手順等を 定めたマニュアル」を作成し、各市立学校において、日頃の防災訓練や安全指導、防 災に関する研修に、本マニュアルを活用し、地域の実情を勘案した学校の防災体制の 充実を図る。(「第7章 帰宅困難者対策」P 震-346、P 震-354 参照)

イ 応急教育体制

【災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班】

- ① 学校長は、学校等の立地条件などを考慮した上、災害時の応急教育計画、指導の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てる。
- ② 学校長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。

- ア 児童・生徒等の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童・生徒 等も参加し、協力する。
- イ 在校中や休日等のクラブ活動等で児童・生徒等が学校管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者との連絡体制を整備する。また、登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。
- ウ 教育委員会、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
- エ 勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、教職員 に周知する。
- オ 児童・生徒等の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するよう努めるととも に、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

第2 感染症対策に配慮した避難所運営

○ 災害時、避難所は多くの市民が集まる場所となる。通常ではいわゆる「3密」になることが予想されるため、国のガイドライン等に則し、避難所での受け入れの考え方、避難所での対応、感染対策資器材の配備、防護対策、ゾーニング表示要領の概要などを示した「武蔵野市避難所運営の手引き(新型コロナウイルス感染症対策)」(令和2年9月)を作成した。避難所運営組織等に同手引きの周知を行うとともに、必要な資器材の管理を行っていく。

第3 災害時におけるペット対策

基本方針

- 飼い主やペット用の食料備蓄、住宅の耐震化などの「飼い主の責務」の周知徹底を図り、 可能な限り自宅での生活を継続する「在宅避難」の取組みを推進する。
- 全壊・全焼などにより自宅を失った飼い主等、やむなくペットと「同行避難」する際の避難所における飼い主等の役割を整理し、受入体制を整備する。
- 飼い主が不明となったペットや傷病動物のために避難所等における受入体制及び保護の仕組み等、関係機関と連携した「動物救護」の体制を整備する。

1 市におけるペット対策の検討経緯

【災対環境部 防疫・動物班】

- 避難所は多くの避難者が共同生活を送る場所である。そのため、避難所に飼い主がペットと同行避難すると、ペットアレルギーや動物の鳴き声や排せつ物などを原因とする様々なトラブルが予想されるため、飼い主が可能な限り自宅で生活を継続する「在宅避難」の取組みがペット対策の基本である。
- しかしながら、東日本大震災や熊本地震などの災害教訓から、やむなくペットと「同行

避難」する場合が想定されるため、市では、平成27年8月に(公社)東京都獣医師会武蔵野三鷹支部の協力を得て、市内20カ所の避難所で同行避難を受け入れること、同行避難したペットは定められた飼育スペースで飼い主の責任で飼育すること等をまとめた「ペット同行避難ガイドライン」を策定し、リーフレット「人もペットも被災の備えを!」の配布により周知を行っている。

- 総合防災訓練では、(公社)東京都獣医師会武蔵野三鷹支部と連携して、ガイドラインに 基づいた同行避難訓練を実施しているほか、防災フェスタにおいてもリーフレットを配布 し周知を行っている。
- 負傷動物や傷病動物への対応等、動物救護活動については、市は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成23年11月に(公社)東京都獣医師会武蔵野三鷹支部と「災害時における動物救護活動に関する協定書」を締結し、動物救援本部の設置及び運営管理、被災動物の救護および応急処置に関する活動について連携体制を確立した。

2 飼い主の責務

○ 市は、次の内容について飼い主に周知徹底を図る。

(1) しつけ・身元表示等

○ 災害時は、ペットの泣き声や排せつ物の処理・悪臭・咬傷事故などを原因とするトラブルが予想されるとともに、飼育動物が行方不明となる可能性もある。そのため、飼い主は、日頃からしつけやワクチン接種、身元表示(マイクロチップ、首輪、迷子札等)装着に努める。また、犬の飼い主は、義務付けられている狂犬病予防接種や鑑札装着を行う。

(2) 備蓄等

- 飼い主は、次のとおり備蓄に努め、ペット用非常用持出袋を準備する。
 - ① ペット用の餌や水 (最低3日分以上)
 - ② ケージ・檻、リード・ハーネス
 - ③トイレ用品
 - ④ ペット用の常備薬
 - ⑤ 飼い主や家族用の備蓄
 - ⑥ 鑑札 (犬の場合)・迷子札等の身元表示

(3) その他

【災対環境部 防疫·動物班】

○ 飼い主は、ペットを保護する観点から、住宅の耐震化や家具転倒防止措置に努める。

3 避難所等における適正なペットの受入体制の整備

【災対環境部 防疫・動物班】

- ペットとの同行避難を受け入れることを想定して、市は、ペットアレルギー、動物の苦手な方への配慮等も踏まえ、避難所運営組織とあらかじめ、同行避難できるペットの種類、受入体制、方法、場所等を充分に協議検討し、ペットの同行避難にかかる環境整備に努める。
- 市は、各避難所において、避難者の居住スペースとは別の場所に同行避難したペットを

飼育するスペースをあらかじめ確保するとともに、飼育スペースの明示および仕切りに必要なカラーコーンやセーフティーバー等の資器材を備蓄する。

4 ペット同行避難マニュアル(仮称)の周知徹底

【災対環境部 防疫・動物班】

○ 市は、都、東京都獣医師会武蔵野三鷹支部など関係団体と協力し、「ペット同行避難マニュアル(仮称)」を策定する。マニュアルにおいては、災害時に必要となる資器材や飼料などの備蓄の推進や、同行避難できるペットの種類、避難所での飼育ルール等について記載し、災害時の対策について、飼い主への周知徹底を図る。

5 動物の保護

【災対環境部 防疫・動物班】

- 市は、東京都獣医師会武蔵野三鷹支部との協定に基づき、災害時に動物救護本部をエコ re ゾートに設置し、被災動物の救護及び応急処置に関する活動を実施するため、「動物救 護等活動マニュアル (仮称)」を作成する。
- 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、都、東京都獣医師会武蔵野三鷹支部など関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護から飼い主への返還までの対応方法について検討を行う。
- 市は東京都獣医師会武蔵野三鷹支部等、関係機関と協力し、負傷した被災動物の救護対策として、被災動物一時保護施設の設置について、検討を行う。

第4節 車中泊

【本部管理部 本部管理班】

第1 都における震災時の車中泊に係る基本的考え方

○ 以下の理由により、都内における車中泊は、原則、認めることは困難である。

理由

- ・ 東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること
- ・ 大震災発生時は、人命救助や消火活動等のため、都内では、警視庁から、新たな自動車 の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること
- ・ 緊急自動車専用路(警視庁等の交通規制)の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと
- ・ 都内では、オープンスペースは限定的で、発災時における応急活動等の用途が決定して いる場所が多く存在すること
- ・エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること

第2 車中泊者発生抑制に向けた取組

○ 発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページやツイッター、その他媒体 等で、予め都民に普及啓発し意識の醸成に努める。

(啓発事項)

- ・ 東京都震災対策条例の趣旨(車両による避難の禁止)
- ・ 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- ・ 緊急輸送道路以外の市区町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると 支援が滞る懸念があること
- 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
- ・ 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在し うること
- 市においては、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていく。

応急対策

	実施担当	
項目	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	闵际饭闵守
第1節 避難誘導	本部管理部 本部管理班 災対健康福祉部 避難行動要支援者 対策班	都 武蔵野警察署 武蔵野消防署 武蔵野市消防団
第2節 避難所等の開設・運営	本部管理部 庶務班 災対財務部 管財施設班 災対健康福祉部 避難行動要支援者 対策班 災対子ども家庭部 避難所班 災対教育部 避難所班 災対市民部 コールセンター班 災対市民部 支え合いステーション班	施設管理者 教職員 小中学校校長会・副校長会 小中学校 PTA 連絡協議会 武蔵野市青少年問題協議会 避難所運営組織 ボランティア
第3節 車中泊	本部管理部 本部管理班	
第4節 災害時におけるペット対策	災対子ども家庭部 避難所班 災対教育部 避難所班 災対環境部 防疫・動物班	避難所運営組織 ボランティア
第5節 被災者の他地区への移送	本部管理部 本部管理班	

第1節 避難誘導

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、武蔵野市消防団】

第1 避難体制

1 避難指示等

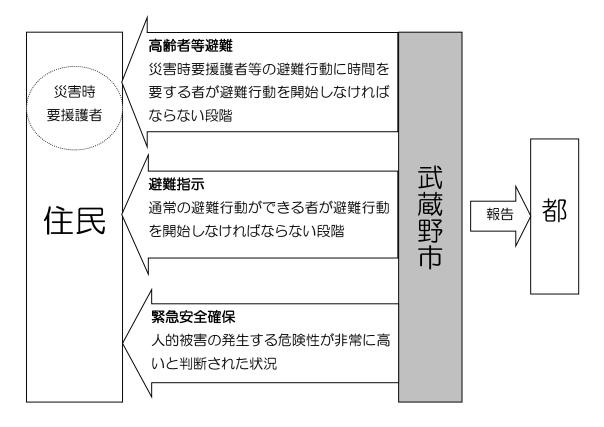
機関名	内容
市	1 市域内において危険が切迫した場合には、市長は警察署長及び消防署長と協議の上、要避難地域及び避難先を定めて避難指示等を実施する。この場合、速やかに都に報告する。2 心理的な不安等も含め、人の生命・身体を保護する必要があると認めるときは、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。
都	知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき は、避難のための立ち退きの指示等に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。
警察署	危険が切迫し、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求の あったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。 この場合、直ちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難 先等を通知する。

【応急対策】第1節 避難誘導

消防署

- 1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合には、市長へ通報する。
- 2 消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫すると認め市長に通報するいとまがない場合には、住民に避難指示等を行う。
- 3 市長より避難指示等が出された場合には、住民に対し伝達する。

【図表3-8-13 避難指示等】



【図表3-8-14 警戒レベル一覧】

	発令時の状況 住民に求める行動			
高齢者等避難	○ 避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 避難行動要支援者等の避難行動に 時間を要する者は計画された避難場 所への避難行動を開始(避難支援等関 係者は支援行動を開始)○ 上記以外の者は、家族等との連絡、 非常用持出品の用意等、避難準備を開 始		
避難指示	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、計画 された避難場所等への避難行動を開 始		

	発令時の状況	住民に求める行動
緊急安全確保	○ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況	○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

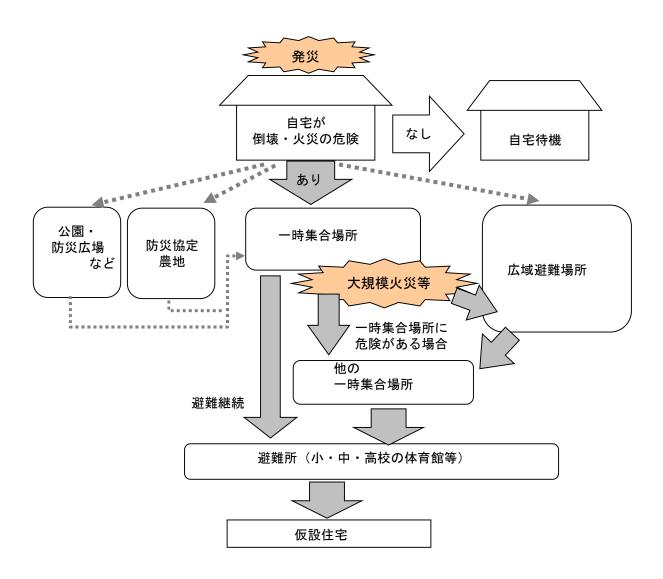
2 避難誘導

機関名	内容
市	避難指示等が出された場合、警察署、消防署及び消防団の協力を得て地域又はコミュニテ
	ィ、事業所単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させた後、自主防災
	組織の代表者や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、一時集合場所が危険な
	状態になった場合は、収容可能な他の一時集合場所又は広域避難場所に誘導する。
	なお、避難勧告又は指示を行ういとまがない場合または地域の実情や災害の状況により、
	必要な場合は、広域避難場所への直接避難も行う。
	高齢者や障害者等の災害時要援護者を、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切
	に避難誘導し、安全を確保する。
	避難の指示等が出された場合、地域住民、事業所職員等の避難を誘導する。
武蔵野	一時集合場所が危険な状態になった場合は、収容可能な他の一時集合場所又は広域避難場
	所に誘導する。この場合、災害時要援護者を優先して避難させる。
	1 避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報活
	動を行う。
	2 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等の
	リーダーとの連絡により必要な避難措置を講じる。
警察署	3 避難場所等においては、所要の警戒を実施するとともに、防災関係機関と緊密に連絡を
	とり、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避
	難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。
	4 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させるものとするが、説
	得に従わないときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。
	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は市へ通報する。
	2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合は、関係機関と連携し避難指示を
武蔵野	行う。
消防署	3 避難指示が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消
	防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市、警察署等関係機関に通報する。
	4 避難指示等が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。
消防団	1 避難が開始された場合は、消防署等と連携し、避難誘導にあたる。
	2 避難指示等が出された時点以降の消火活動は、消防署の指示に従い、避難場所、避難道
	路の安全確保に努める。

3 避難方式

(1) 地震時の避難システム

【図表3-8-15 避難のフロー】



(2) 避難方法

ア 避難指示等の発令又は自主避難

○ 地震発生後、火災等の危険が迫り、避難指示等が発令され、又は市民の自主判断で 避難が必要な状況が発生し、避難行動が開始される。避難行動は、地域やコミュニティごとに一団となって避難することを原則とする。

イ 一時集合場所等へ一時的に集合

○ 避難行動を開始した市民は、小・中学校の校庭などの一時集合場所や公園、緑地等 へ危険回避のために一時避難を行う。

第2 避難行動要支援者への支援

1 市の態勢

(1) 避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供

○ 災害発生時、または災害が発生するおそれのあるときは、市は、事前に作成した避難 行動要支援者名簿情報について、状況に応じて避難支援等関係者に提供する。

(2) 多様な手段による情報伝達

○ 市は、避難準備情報発令などにより避難行動要支援者の避難や避難支援等関係者による避難支援を促すため、防災行政無線やホームページ、ツイッター、むさしの防災・安全メールをはじめ、広報車、消防団ポンプ車による広報、掲示板等アナログ媒体等の手段を用いて多角的・複合的に情報提供を行う。

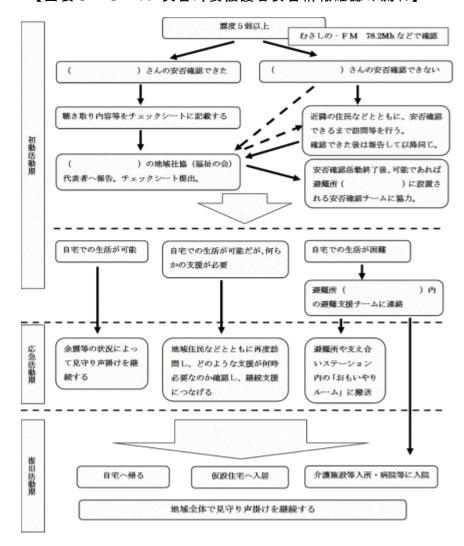
(3) 避難行動要支援者情報の集約

○ 市は、発災直後においては、初動本部において避難行動要支援者の安否確認結果やその後の避難支援の状況等の情報を集約する。また、市災害対策本部設置後においては、 災対健康福祉部避難行動要支援者対策班にこれを引き継ぐ。

2 災害時要援護者の安否確認の実施

- 地域社協(福祉の会)は、市内で震度5弱以上の地震を感知した場合に、災害時要援護者の安否確認を実施する。
- 地域社協(福祉の会)は、必要に応じて、避難所に保管されている災害時要援護者登録 台帳の副本を、市初動要員から受け取る。
- 地域社協(福祉の会)があらかじめ割り当てている支援者は、災害時要援護者の安否確認を行う。
- 支援者は、災害時要援護者の安否確認結果を記録し、地域社協(福祉の会)に報告する。
- 地域社協(福祉の会)は、支援者から災害時要援護者の情報を受け取り、情報を集約する。
- 地域社協(福祉の会)は、集約した情報を、市初動要員に報告する。
- 市初動要員は、集約した情報を、避難所に設置している防災用MCA無線を使い、市初 動本部又は市災害対策本部(災対健康福祉部避難行動要支援者対策班)へ報告する。
- 地域社協(福祉の会)は、安否確認の結果、避難支援が必要な災害時要援護者の情報について、避難支援コーディネーターに報告する。

【図表3-8-16 災害時要援護者安否情報確認の流れ】



3 未同意の避難行動要支援者の安否確認の実施

- 各避難所において、避難所運営組織やシルバー人材センター等関係団体の中からあらか じめ選任された安否確認コーディネーターは、市内で震度5弱以上の地震を感知した場合 に、避難所に参集する。
- 安否確認コーディネーターは、市初動要員から避難行動要支援者名簿等を受けとり、シルバー人材センター会員、地域社協(福祉の会)の運営委員及び支援者、その他市民などによる安否確認チームを組織する。
- 安否確認チームは、安否確認コーディネーターから避難行動要支援者名簿等を受け取り、 当該名簿に記載されている未同意の避難行動要支援者の安否確認を行う。
- 安否確認チームは、安否確認の結果を安否確認コーディネーターに報告する。
- マンション自主防災組織やその他組織内の安否確認が可能な団体は、当該マンション及 び組織内の安否確認を実施し、安否確認コーディネーターに報告する。
- 安否確認コーディネーターは、適宜、市初動要員へ安否確認結果を報告し、市初動要員 は防災用MCA無線により市初動本部又は市災害対策本部(災対健康福祉部避難行動要支 援者対策班)に報告する。

○ 安否確認コーディネーターは、安否確認の結果、避難支援が必要な未同意の避難行動要 支援者情報について、避難支援コーディネーターに報告する。

4 避難行動要支援者の避難支援の実施

- 各避難所において、避難所運営組織、市民安全パトロール隊、防災推進員等関係団体の中からあらかじめ選任された避難支援コーディネーターは、市内に震度5弱以上の地震を感知した場合に、避難所に参集する。
- 避難支援コーディネーターは、学生・企業ボランティアや避難所避難者、市民を中心と した避難支援チームを組織する。
- 避難支援コーディネーターは、避難支援が必要な避難行動要支援者情報を受けとり、避難行動要支援者に避難支援チームを派遣し、避難所に避難誘導・移送する。
- ただし、避難準備情報等が発令された地区においては、市・消防団が、警察、消防、自 主防災組織、避難支援チームの協力を得て、当該地区内の避難行動要支援者の避難誘導・ 移送を行う。
- 避難支援チームは、避難支援の結果を避難支援コーディネーターに報告する。
- マンション自主防災組織やその他団体が、当該組織内の安否確認の結果、避難支援が必要な避難行動要支援者がいた場合は、避難所に避難誘導・移送する。なお、移送できない場合は、避難支援コーディネーターにこれを避難誘導・移送を要請する。
- 避難支援コーディネーターは、適宜、市初動要員へ避難支援結果を報告し、市初動要員 は防災用MCA無線により市初動本部又は市災害対策本部(災対健康福祉部避難行動要支 援者対策班)に報告する。

5 事業者による状況確認及び生活支援

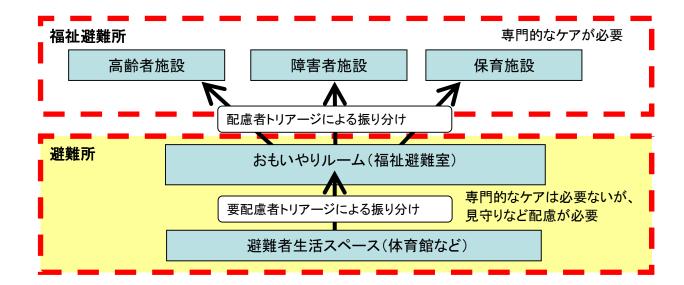
○ 医療・福祉・介護等事業者、在宅介護・地域包括支援センター、基幹相談支援センター 等(以下、「医療・福祉・介護事業者等」)は、発災時において利用者の生活状況把握や、 生活支援を行うよう努める。

6 自宅生活継続のための支援

○ 自宅生活を継続している避難行動要支援者に対する情報、食料、生活用品、サービス等の生活継続支援活動を避難支援チーム、民生児童委員、在宅介護・地域包括支援センター、 被災地外からのボランティア、医療・福祉・介護事業者等が連携して行う。

第3 「要配慮者トリアージ」の実施

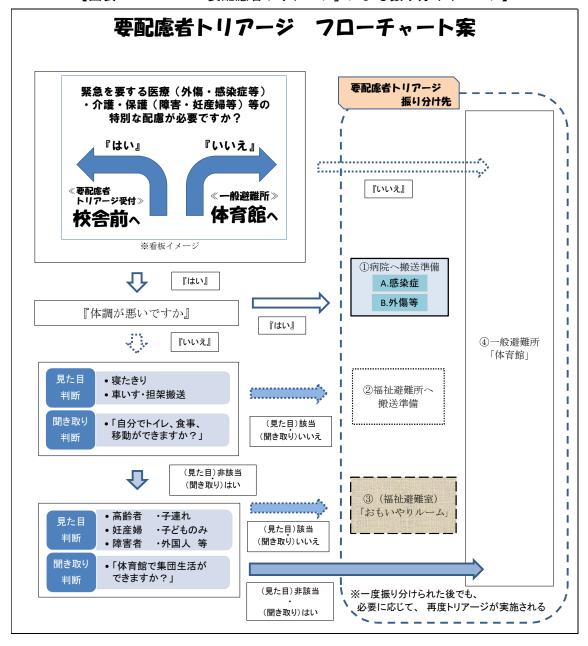
○ 市は、市民、医療従事者、福祉関係者等と連携し、避難者を一般避難所、おもいやりルーム、福祉避難所、医療機関等に振り分ける基準「要配慮者トリアージ」を用いて、避難者の振り分けを実施する。

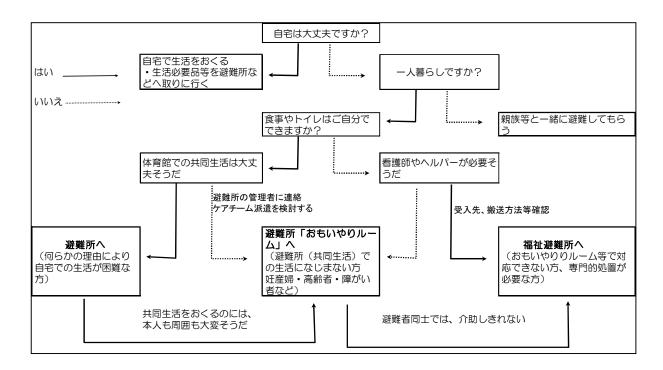


【図表3-8-17 「要配慮者トリアージ」のカテゴリーイメージ】

カテゴリー	内 容
4	一般避難所(学校体育館等)に滞在可能な人
3	おもいやりルーム(福祉避難室)での一定の配慮が必要な人
2	福祉避難所でのケアが必要な人
1	医療機関での医療行為が必要な人

【図表3-8-18「要配慮者トリアージ」による振り分けイメージ】





【図表3-8-19 「要配慮者トリアージ」のアセスメントシートイメージ】

j	避難支援連携シート <発災(ステージ1)~在宅(ステージ3)へ>																		
					応急復旧 とその対応											0			
=	己載日		年	月	日 日		載者		Physical Co	, B-T-0	V 101 T	K / 11	*>7=*>11	1/1100	~ / 6				
Š	りがた			/1	Н			ご家族・	キーハ゜ー	リン (お:	名前、	続柄等)		介護区分	· 手帳[区分等		
E	5名				様		身 女)												
	生	年月日	T·S·H 西暦 19	年年		1 () 点	裁												
住	主所		町 19	丁目	番号	号		現住所:											
ji	上 平	<u>所</u>	か日常生	活上の流	壬動	(内)	服薬、白	緊急連絡是		() 自主訓練等									
Ť	5	113 4	2 F 111 -	2114 - 12 + 2 11	1 330	(1.47					.4,								
1	* 군 F)	3		6		9		12	+ +	15		1	18		21	24		
		'	' '	'	' '				'	' '	'	!	'		'				
7.	<u> </u>	· Ma																	
1	. loi			るサービ 多訪問 リ	ス ハピリ ④助	間入浴 ⑤	通所リハ	ピリ ⑥通原	折介護 ⑦	居宅療養管	理指導	8 B E	食 ⑨生活	支援へ川	レパー (10)自身	とヘルパー	_		
2		L- 1/2	<u> </u>	月	少			水		木			金		+:		Н		
方	矢	午前									_					_			
	ò	午後																	
		'長(lき手(<i>t</i>		cm 体重	<u>[</u> (義歯 □)kg: : 有(ト) kg/直	〔近3か丿	月				備考				
		歴	•		7X III II	11 (11	. /	年		→現在									
			<u>:</u>					<u>年</u> 年		→現在_ →現在_									
	栄	養狀態	(良 不)					'											
	食	事	-	□自立	□見 [:] □:主	守り :食(米飢		一部介助 副食	(常 き	□介助 :ざみ)									
	L			□経口		¥ 経胃)					三ごと				屋 外				
				自立		い歩き) 全门	□見守]介助		自立		□補助	具使用		介助		
	利			□自操 <u></u> □自操	□見: □見:					<u>]介助</u>]介助		□自操 □自操		□見守 □見守			<u>介助</u> 介助		
			杖[□杖	ロロフ	'ストラント'オ]四点杖		□杖	[ロフス	トラント・杖		四点杖		
ł	人排			□ <u>自立</u> □自立	□見:	<u>すり使用</u> 守り		□常時]介助		<u>]自立</u>]介助		<u>」手す</u> 備ま	<u>-り使用</u> 号		介助		
į		·他 ·浴		<u>オムツ</u> □自立		永器 見守り		<u>-タブルト</u> 介助(軽			間のみ		トイレ						
	更	衣		コ 自立		見守り		介助(軽	中重	<u>()</u>	備考	•							
		<u>容</u> 1英		□自立 □自立	口見	<u>見守り</u> 見守り		<u>介助(軽</u> 介助(軽			備考								
		、 、 、 思疎通		<u>重類・量・Ⅰ</u> □できる	時間 □筆記具			不可		□わか	たたん)							
	視	カ		□普通	□1m先l	は見える		目の前は		口ほとん	んど見	しえない			ているのか				
		<u>〔力</u> 宅で継	<u> </u> 続している	□普通 <u></u> ること	□普通の	声がやっ	と聞取	れ 口かた	い大きな	声なら聞こ	える		ほとんど	聞こえ	なり聞こえ	ているの	か判断不能		
	回	避してい	いること																
対応経過																			
	日時	場所	担当者	•	内容										対処				
			所属																
			/Pi																
			氏																
			名																
			所																
			属																
			氏																

第2節 避難所等の開設・運営

- 【本部管理部 庶務班、災対財務部 管財施設班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、 災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班、災対市民部 コールセンター班、災 対市民部 支え合いステーション班、施設管理者、教職員、小中学校校長会・副校長会、 小中学校 PTA 連絡協議会、武蔵野市青少年問題協議会、避難所運営組織、ボランティア】
- 本部長は、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時的に受入れ、保護するために学校(市立小・中学校 18 校及び都立高校 2 校)の校舎及び体育館等を避難所として開設する。
 - (避難所(市立小・中学校 18 校及び都立高校 2 校) は、P 震-377「一時集合場所・避難所一覧」を参照)
- 市職員(初動要員等)は、施設管理者、避難所運営組織及び地域住民と連携し、より地域 に密着した避難所の運営に努める。
- 本部長は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

第1 避難所の開設

1 避難所の開設の指示

○ 本部長は、被災者を避難所に収容する必要があると認めたときは、初動本部長に対し、 避難所開設を指示する。

2 避難所の開設

- 初動要員があらかじめ指定された避難所に参集し、避難所の安全点検、開設に必要な準備等を行い迅速に開設を行う。
- 避難所の開設に際しては、施設管理者及び学校教職員の協力を得る。
- 避難所の安全点検は、市職員(初動要員等)及び施設管理者が応急危険度判定員(避難 所施設等安全点検スタッフ)の協力を得て実施する。(発災後3時間以内を目標とする。)
- 避難所の開放場所は、避難者数に応じて、あらかじめ決められた開放優先順位に従い、 体育館、集会室等から順次開放する。
- 高齢者や障害者・妊産婦など、専門的ケアは必要ないが配慮が必要な避難者のために、 避難所内に一般避難者スペースとは別に音楽室や多目的ルーム等アクセスの良い1階の教 室等におもいやりルーム(福祉避難室)を設置する。また、災害時要援護者の状態が多様 であるため、おもいやりルームに間仕切り等でさらに小さな空間を確保するよう努める。
- おもいやりルームは同一の学校避難所敷地内にとどまらず、近隣のコミュニティセンター (災害時地域支え合いステーション)の和室等も活用する。
- 避難者が少ない場合または減少した場合は、開放場所の縮小及び避難所の統合を行う。
- 避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

- 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム (DIS) への入力 により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。
- 開設予定の小・中学校が被災する等の事情により、開設することができない場合、又は 被災者の増大等により避難所が不足する場合には、収容可能な他の避難所、コミュニティ センター(災害時地域支え合いステーション)等の市有施設、その他の公共施設を代替施 設に充てるほか、避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野 外に受入施設を開設する。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、市外にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

- 野外に受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡については、避難 所の開設と同様とする。
- 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。

3 避難所の開設期間

- 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を受ける。
- 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間または応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

4 福祉避難所の開設・運営

- 被災者のうち、自宅や避難所での生活が困難である者(災害時要援護者)がいる場合は、 あらかじめ指定してある福祉避難所を活用し、災害時要援護者を入所させ、介護など必要 なサービスを提供する。
- 福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者(介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む)の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- 人材の確保にあたっては、福祉・医療関係者や自主防災組織、要援護者支援協力団体等 と連携し、福祉避難所における要援護者支援を実施する。
- 食料等について、おかゆ缶、クラッカーの食料や毛布等を供給する。
- 介護用品について、介護用品取扱業者等から供給を受ける。
- 福祉避難所の運営は、障害特性に応じた支援が必要であり、避難所から福祉避難所への 移送手段についても確保する。

5 災害時地域支え合いステーションの開設

- 地域特性に配慮した"共助の拠点"として、コミュニティセンターを「災害時地域支え 合いステーション」として開設する。
- 災害時地域支え合いステーションの開設は、市職員(初動要員等)及びコミュニティ協 議会を中心に関係団体の協力を得ながら行う。

【応急対策】第2節 避難所等の開設・運営

- 施設の安全点検は、市職員が関係者の協力を得て実施する。
- 「災害時地域支え合いステーション」の役割・機能については、地域の実情や施設・設備の状況、コミュニティ協議会の活動状況などに応じて、次の6項目の中から可能なものを実施することとし、継続的に運用の検討をおこなっていく。
 - ① 防災用MCA無線や掲示板等を利用した「地域への情報発信」
 - ② 在宅生活を続けられる方等への「物資配給」・「相談」
 - ③ 災害時要援護者で、専門的なケアが必要ない方のための福祉避難室「おもいやりルーム」開設
 - ④ 既定の学校避難所が地理的に遠い住民向けの臨時避難室開設
 - ⑤ 帰宅困難者の一時滞在受け入れ
 - ⑥ 既定の学校避難所では収容しきれない場合の臨時避難室開設

第2 避難所の管理・運営等

1 避難所の管理・運営

- 市は避難住民の安定した避難生活を確保するため、事態の推移に即応し、適切な措置を 講ずるものとする。
- 避難所の運営は、避難所運営組織・自主防災組織、市職員、施設管理者・学校教職員等を中心に行い、実情に応じて各種ボランティアと連携をとりつつ協議し運営する。
- 管理運営に際しては、女性の視点や災害時要援護者に配慮する。
- 避難所の運営にあたって、ボランティアの協力が必要な場合、ボランティアセンターを 通じて派遣を要請する。
- 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館 やホテル等への移動を避難者に促す。
- 市は、避難所ごとの避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置を行う。
- こころのケアチームと連携し、PTSDや避難生活のストレス、DV被害、アルコール 依存症などに対応するための相談窓口を設置する。
- 災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障害特性や個々の状態、 ニーズを把握し、必要に応じおもいやりルームでの見守り、福祉避難所への移送等を行う ものとする。

2 避難所の活動態勢

- 避難所運営主体である市や地域住民と連携し、避難所運営組織を中心に、女性や要配慮 者等にも配慮した避難所運営支援を行う。
- 避難所は、避難所運営組織、自主防災組織、本部、学校及びボランティア等が協働して 次のとおり運営する。

(1) 市及び避難所運営組織の対応

- 各避難所に市職員を配置する。
- 正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ、ラジオ、パソコン、ファクシミリ等、 被災者の特性に応じた情報提供手段を整備し、適宜適正な情報を避難住民に提供すると ともに適切な指示を行う。
- 避難した被災者の受付及び避難所避難者数の把握を行い、本部へ報告する。
- 避難所 (第一小学校、第三小学校、第五小学校、大野田小学校、境南小学校、桜野小学校) では、救護所を設置し医師等を確保する。
- 感染症予防のため土足禁止とする等、避難所の衛生保全に努める。
- 避難者等に対する給水、給食、生活必需品の給与・貸与を行う。避難期間及び避難状況に応じて、救援物資の手配を行うとともに、配付方法等を定め、公平かつ能率的な配付を実施する。
- 自宅で生活を継続する者に対しても、水・食料・情報などを提供する。
- 避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及 び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。
- 管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。
- 上記のほか、「武蔵野市避難所運営の手引き」を活用して避難所の運営を実施する。

(2) 学校の対応

- 避難所に指定されている学校は避難所の管理運営について協力・援助を行う。
- 市立小中学校の教職員は、学校長の管理下において、災対教育部避難所班の一員として、非常配備態勢に入るものとする。
- 学校長は、教育委員会及び本部管理部と、市職員との役割分担について協議し、教職 員の役割分担、初動態勢の計画を策定するものとする。
- 在校中の児童・生徒の安全確保は、原則として学校が行い、避難住民の対応は市・避 難所運営組織等を中心に行う。

(3) 避難所における犯罪の抑止

○ 避難所における盗難・性的犯罪など、災害時の混乱に乗じた犯罪の発生による治安の 悪化を防ぐため、警察や防犯協会、自主防犯組織等の地域諸団体との協力のもと防犯パトロールなどの対策を講じる。また、ホワイトイーグルや市民安全パトロール隊等の既 存のパトロール隊を柔軟に運用することで、防犯力の維持に努める。

第3 女性の視点や子育てニーズに配慮した避難者対策

- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 女性の視点や子育てニーズが反映される仕組みなどを考慮し改訂した「避難所運営の手引き」に基づき、避難所運営を行う。

第4 応急保育体制及び応急教育体制

1 応急保育体制

- 災害時における公立保育園児等(以下「園児」という。)の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るため、公立保育園等における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。
- また、保護者が帰宅困難者や行方不明となった乳幼児、自宅や一般避難所で生活困難な 乳幼児がいる家庭のための避難所(保育園型福祉避難所)として、公立保育園等を活用す る。

(1) 災害時の態勢

- 保育園長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講ずること。
- 保育園長は、災害の規模、園児・職員及び施設設備等の被害状況を把握するとともに、 災対子ども家庭部(子ども育成課長)と連絡し、職員を指揮し災害対策を実施して保育園 の管理等万全な措置を講ずる。
- 保育園長は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害の状況と合 致するよう速やかに調整する。

(2) 応急保育の態勢

- 保育園長は、職員を掌握して保育園の整備を行い、園児被災状況を調査し、災対子ども 家庭部と連絡し、復旧態勢に努める。
- 災対子ども家庭部は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、保育園 長はその指示事項の徹底を図る。
- 応急保育計画に基づき、受入可能な園児は、保育園において保育する。また、被災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握する。
- 保育園が保育園型福祉避難所としての役割を担ったため、長期間保育園として使用できないときは、災対子ども家庭部と協議して早急に保育が再開できるよう措置する。
- 保育園長は、災害の推移を把握し、災対子ども家庭部と緊密な連絡の上、平常保育にも どるよう努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

(3) 保育所保育料の減免

○ 武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例第6条の規定により、天災その他の災害を受けたときは、保育料を減免することができる。

2 応急育成体制

(1) 災害時の態勢

- 公益財団法人武蔵野市子ども協会は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講ずること。
- 公益財団法人武蔵野市子ども協会は、災害の規模、児童・放課後児童支援員及び施設設備等の被害状況を把握するとともに、災対子ども家庭部(児童青少年課長)と連絡し、放課後児童支援員を指揮し災害対策を実施して学童クラブの管理等万全な措置を講ずる。
- 公益財団法人武蔵野市子ども協会は、育成が可能となるよう速やかに調整する。

(2) 応急育成の態勢

- 公益財団法人武蔵野市子ども協会は、放課後児童支援員を掌握して学童クラブの整備を 行い、学童クラブ児童の被災状況を調査し、災対子ども家庭部と連絡し、復旧態勢に努め る。
- 災対子ども家庭部は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、公益財団法人武蔵野市子ども協会はその指示事項の徹底を図る。
- 受入可能な学童クラブ児童は、学童クラブにおいて育成する。また、被災により通所できない児童については、実情を把握する。
- 公益財団法人武蔵野市子ども協会は、災害の推移を把握し、災対子ども家庭部と緊密な 連絡の上、平常育成にもどるよう努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

(3) 学童クラブ育成料の減免

○ 武蔵野市学童クラブ条例施行規則第 11 条の規定により、経済的理由により育成料を納めることが困難である場合は、育成料を減額し、又は免除することができる。

3 応急教育体制

○ 災害時における児童・生徒(以下「児童・生徒」という。)の生命及び身体の安全並びに 教育活動の確保を図るため、市立小学校、中学校(以下「学校等」という。)における応急 対策等について万全を期する必要がある。

(1) 応急教育の実施<学校長の役割>

- ① 各学校において定めた「児童引き渡しに至る対応、避難者対応、学校再開までの手順等 を定めたマニュアル」を活用して対応を行う。
- ② 児童・生徒が在校中や休日等のクラブ活動等で学校管理下にあるときに発災した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒を校内に保護するものとし、安全確認ができた場合または確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童・生徒を帰宅させる。また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、児童・生徒の安全な引渡しを図る。
- ③ 災害の規模並びに児童・生徒や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、災対 教育部に報告する。
- ④ 状況に応じ、災対教育部と協議し、臨時休校等の適切な措置をとる。
- ⑤ 応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の学習指導を行う。また、学校が避難所 となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放する部分 と開放できない部分を指定し、住民の協力を得るよう努める。
- ⑥ 応急教育計画を作成したときは、災対教育部に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

(2) 災害復旧時の対応

① 学校長は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒の安否や被災状況を調査し、市教育 委員会に連絡する。

- ② 市教育委員会は、学校長等からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- ③ 市教育委員会は、被災学校等ごとに担当職員(指導主事を含む)を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、市教育委員会は、被災学校等の運営について、助言と指導に当たる。
- ④ 市教育委員会及び学校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- ⑤ 学校長は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒を保護し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。また、心のケア対策にも十分留意する。
- ⑥ 教育活動の再開に当たっては、児童・生徒の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認 を行い、市教育委員会に報告する。
- ⑦ 他地区に避難した児童・生徒については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握 に努め、避難先を訪問するなどして、前記⑤に準じた指導を行うように努める。
- ⑧ 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能となる場合には、市教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
- ⑨ 学校長は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業 にもどすように努める。その時期については早急に保護者に連絡する。
- 市教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。

(3) 学用品の調達及び給与(支給)

- ① 給与の対象
 - 震災により住家が被害をうけ、学用品を喪失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒(特別支援学校の小学部、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に対し、被害の実情に応じ教科書(教材を含む。)、文房具及び通学用品を支給する。
- ② 給与の時期
 - 教科書については災害発生日から1ヵ月以内、その他については 15 日以内とする。 ただし交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、 知事の承認をうけ、必要な期間を延長する。
- ③ 給与の方法
 - 学用品の調達は原則として都が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与 (支給)は、市が行う。
 - 学用品の給与を迅速に行うため知事が職権を委任した場合は、市長が市教育委員会 及び学校長の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。
- ④ 費用の限度

ア 教科書

支給する教科書(教材を含む。)の実費

イ 文房具及び通学用品

災害救助法施行細則で定める額

(4) 授業料等の免除

機関名	内容
市教育委員会	被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減免について、必要な計
	画を策定しておく。
	災害救助法が適用された場合は、都立学校生徒及び学生の被災の程度
	に応じて、東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則第4条の措置を次
	により考慮する。
都教育庁	1 一時的事由により所定の期限内に授業料を納付することが困難な者
	に対しては、納付期限を延期する。
	2 家庭調査の結果、授業料納付期限を延期してもなお納入困難と認め
	られるときは、免除する。

(5) 私立学校への助言、指導

○ 都は、私立学校が、応急教育方法及び授業料の減免等について、本計画に準じて各学 校が作成するよう助言、指導する。

第5 おもいやりルーム・福祉避難所の開設

1 避難所等におけるおもいやりルームの設置

- おもいやりルームは、専門的なケアは必要ないが、一定の配慮が必要な避難者(妊産婦、精神障害者、認知症の方等)のために、一般避難スペースとは別の独立した部屋をいう。
- 音楽室や多目的ルーム等に「おもいやりルーム」を設置する。また、災害時要援護者の 状態が多様であるため、「おもいやりルーム」に間仕切り等でさらに小さな空間を確保する。
- また、同一の学校避難所敷地内にとどまらず、近隣のコミュニティセンター(災害時地域支え合いステーション)の和室等も活用する。
- おもいやりルームに振り分けられた人の付き添い補助や見守り、福祉避難所への搬送などについてシルバー人材センターを活用する。

2 福祉避難所の開設・運営

- 市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅や避難所、おもいやりルームで の生活が困難で、特別の配慮やケアが必要である災害時要援護者等を入所させ、医療や介 護など必要なサービスを提供する。
 - (1) 市は、福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者(介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む)の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。
 - (2) 人材の確保にあたっては、福祉・医療関係者や自主防災組織、要援護者支援協力団体等と連携し、福祉避難所における要援護者支援を実施する。
 - (3) 食料等について、おかゆ缶、クラッカー等の食料や毛布等を供給する。

第8章 避難者対策 【応急対策】第3節 車中泊

- (4) 介護用品について、介護用品取扱い業者等から供給を受ける。
- (5) 避難所から福祉避難所への移送手段を確保する。

第3節 車中泊

【本部管理部 本部管理班】

- 発災時には、以下のとおり対応することを原則とするが、地域性や避難所運営組織等の状況 を踏まえ、適切な対応を図る。
- 市及び都は、都における震災時の車中泊に係る基本的考え方(本章 予防対策 第4節 第 1)に基づき、啓発事項(本章 予防対策 第4節 第2)について、発災後にも積極的な呼 びかけ等を行い、混乱を防止する。
- 市及び都は、在宅避難ができない被災者に対しては、避難所に避難するよう呼びかける。
- 市は 車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に 係る情報の早期把握に努める。
- 健康面等についての相談・支援などは、市において現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。あわせて、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。

第4節 災害時におけるペット対策

【災対子ども家庭部 避難所班、災対教育部 避難所班、災対環境部 防疫・動物班、避難所 運営組織、ボランティア】

第1 避難所における動物の適正な飼養

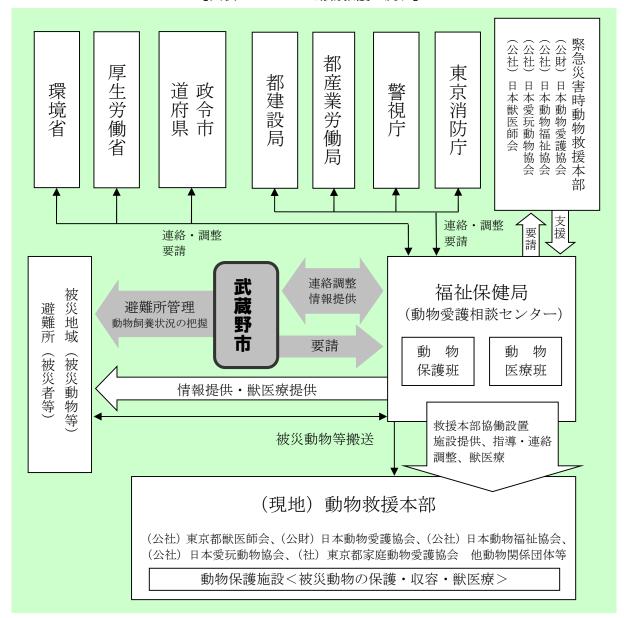
- 市は、開設した避難所において、飼い主とともに同行避難した動物の飼育場所を設置する。飼育場所は、備蓄しているカラーコーンやセーフティーバー等を利用して避難者の居住スペースとは分離し、避難動物のための場所であることを明示する。また、被害状況等により、避難所内に同行避難動物の飼育場所を確保することが困難な場合は、近接した場所に飼育場所を確保する。
- 市は、飼い主を中心とした避難所運営組織、動物愛護ボランティア等と協力し、同行避難した飼育動物の受付簿を作成し、受付簿をもとに避難動物数の把握及び管理を行う。
- 飼い主は、ケージや首輪、鎖、リード等を利用し、原則として飼育場所のみで同行避難 動物の飼育を飼い主の責任で行う。
- 市は、避難所に設置された飼育場所を利用する飼い主に対し、「ペット同行避難マニュアル (仮称)」において定められたルールの周知を図り、給餌給水及び糞尿の片付けや飼育場所の掃除等を行うよう指導し、避難所の衛生管理及び動物をめぐるトラブルの防止に努める。
- 都は、市と連携して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取り組みを行う。
 - ・各地域の被害状況・避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等

- ・避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- ・他県市への連絡調整及び要請

第2 被災動物の保護

- 市は、東京都獣医師会武蔵野三鷹支部との協定に基づき、災害時に動物救護本部を設置 し、被災動物の救護及び応急処置に関する活動を実施する。
- 市は、東京都獣医師会武蔵野三鷹支部等の関係機関及び動物愛護ボランティア等と協力 して被災動物一時保護施設を設置し、負傷した被災動物の救護を行う。
- 飼い主のわからない負傷または放し飼い状態の動物等の保護については、都や東京都獣 医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」等と連携して行う。
- 市は、避難所の飼養場所において飼い主がわからない動物を保護する場合、避難所運営 組織及び動物愛護ボランティア等と協力し、保護した日時・場所、保護動物の特徴、写真 等の情報を記録し管理を行う。また、都が実施する動物保護施設への動物受入れや譲渡等 の調整に協力するとともに、別の場所へ移動する際には、引き取り先や移送先等の把握に 努める。

【図表3-8-20 動物救護の流れ】



第5節 被災者の他地区への移送

【本部管理部 本部管理班】

第1 市の対応

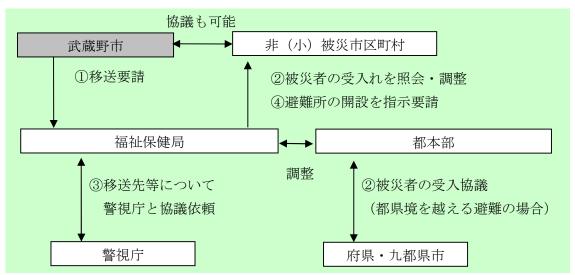
- 本部長は、市が設置する避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区(近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県)への移送について、知事(都福祉保健局)に要請する。なお、相互応援協定等の締結先市区町村や、他の市区町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告する。
- 本部長は、被災者の他地区への移送を要請した際に、市職員の中から移送先における避難 所管理者を定め、移送先の市区町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗さ せる。

- 都から被災者の受入れを指示された場合は 直ちに避難所を開設し、受入態勢を整備する
- 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市区町村が行い、被災者を受入れた市区町村 は運営に協力する。

第2 都の対応

- 都県境を越える避難について、避難先の道府県の知事と協議を行う。
- 市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、または居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事は、全部または一部を市長に代わり実施する。

【図表3-8-21 広域避難の調整フロー】



- 被災地の市区町村から被災者の移送の要請があった場合、警視庁と協議の上、被災者の 移送先を決定する。
- 移送先決定後、移送先の市区町村長に対し被災者の受入体制の整備を要請する。
- 被災者の移送方法については、当該市区町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定 し、都財務局調達のバス等を中心に、市区町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を 得て実施する。
- 災害時要援護者の移送手段については、当該市区町村による調達が困難な場合に、都福 祉保健局が都財務局及び関係機関の協力を得て調達する。